

職業訓練指導員免許について

令和2年11月9日

1 職業訓練指導員とは

職業訓練指導員は、職業能力開発促進法に基づく普通職業訓練を担当する者の公的な資格制度で、交付要件を満たす者からの申請により、都道府県知事が職業訓練指導員免許を交付します。

この職業訓練指導員免許は、123の職種に分けられており、それぞれの職種について、担当できる訓練科目が定められています。

2 職業訓練指導員免許を取得するために必要な資格（主なもの）

- (1) 職業能力開発総合大学校（長期養成課程、短期養成課程又は職種転換課程の指導員養成訓練）の修了者
- (2) 職業訓練指導員試験の合格者
- (3) 免許職種に関する1級又は単一等級の技能検定合格者で、厚生労働大臣が指定する職業訓練指導員講習（48時間講習※）を修了した者
- (4) 学校教育法による高等学校において、免許職種に関する学科を修めて卒業し、その後当該免許職種に関し7年以上の実務経験を有する者で、職業訓練指導員講習（48時間講習※）を修了した者

※職業訓練指導員講習（48時間講習）は、一定の資格を有する技能者の方を対象に、職業訓練指導員として必要な指導方法等に係る講習です。詳しくは実施団体である島根県職業能力開発協会（電話 0852-23-1755）までお問い合わせください。

3 職業訓練指導員免許の申請方法

職業訓練指導員免許の申請は、住所地のある都道府県知事あてに行います。

島根県に住所地がある方は、「免許申請書」に必要事項を記入の上、島根県収入証紙2,300円分を貼付し、必要書類（※下表参照）を添えて、直接又は郵送により雇用政策課まで提出してください。申請書を受理してから約2週間で免許証を交付いたします。

全 員	・職業訓練指導員免許申請書（様式） ※島根県収入証紙2,300円貼付
	・身分証明書の写し（本人確認用、運転免許証表裏、健康保険の被保険者証等）

【必要書類（主なもの）】

①職業能力開発総合大学校修了者	長期養成課程：修了証書の写し、修了証明書 短期養成課程：修了証書の写し、能力審査合格証書の写し 職種転換課程：修了証書の写し
②職業訓練指導員試験合格者	合格証書の写し
③技能検定1級又は単一等級合格者で、48時間講習修了者	技能検定合格証書の写し
	48時間講習修了証書の写し

④学校教育法による各種学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、48時間講習修了者	卒業・修了証明書の写し
	履修科目証明書
	実務経験証明書（雇用主等の雇用証明書）
	48時間講習修了証書の写し

※1 次の方は職業訓練指導員免許を受けることができません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁固以上の刑に処せられた者
- ③ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

※2 申請書、手数料（収入証紙）は職種ごとに必要です。したがって、2つの職種について免許を受けようとする場合には、申請書2枚、手数料として4,600円分（2,300円×2）の収入証紙が必要になります。

4 職業訓練指導員免許の再交付申請

免許証の紛失・損傷等の理由により再交付を希望される場合には、「再交付申請書」に必要事項を記入の上、島根県収入証紙2,000円分を貼付し、必要書類を添えて、直接又は郵送により雇用政策課まで提出してください

- (1) 職業訓練指導員免許証再交付申請書（様式）
- (2) （免許証を損傷または氏名変更の場合）現在の免許証
- （氏名変更の場合）変更したことが分かる書類（戸籍抄本）

【問い合わせ先】

指導員免許申請・再交付申請に関すること

島根県商工労働部雇用政策課

産業人材育成グループ

〒690-8501 松江市殿町1番地

TEL0852-22-5304 FAX0852-22-6150

職業訓練指導員講習（48時間講習）に関すること

島根県職業能力開発協会

〒690-0048 松江市西嫁町1-4-5 SPビル2F

TEL0852-23-1755 FAX0852-22-3404